

短時間・有期雇用労働者の方のための

特別相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、大企業における
短時間・有期雇用労働者の**同一労働同一賃金**の実現
に向けた改正パートタイム・有期雇用労働法が施行されます。
(※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月)

「同一労働同一賃金の内容がわからない」

「正社員との待遇差が気になる」

といった悩みを持つ短時間・有期雇用労働者の方のために、

山口労働局に無料で相談できる「短時間・有期雇用労働者の方のための特別相談窓口」を設置しています。



お問い合わせ先

☎ 083-995-0390

(受付：平日 8:30~17:15)

- ※ ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の職員がご説明します。

<所在地>

山口労働局 雇用環境・均等室
短時間・有期雇用労働者の方のため
の特別相談窓口

〒753-8510

山口県山口市河原町6番16号

山口地方合同庁舎2号館5階



厚生労働省 山口労働局雇用環境・均等室